

消費生活センターだより

第130号
令和7年8月

悪質通販サイトに注意！

「インターネット通販で注文したが、商品が届かず事業者と連絡が取れない」といった悪質な通販サイトとのトラブルに関する相談が寄せられています。



商品を紛失してしまったので、
代金の一部を返金します。



【事例】

通販サイトで商品を注文したが、サイトには一週間で届くと書いてあるのに何か月たっても届かない。事業者にお問い合わせしたところ「もう少しで届くから待っていてください」との連絡がきたが、その後も商品が届かない。再度問い合わせたところ、「商品を紛失した。代金の約40パーセントを返金する。」との返事があった。商品が届いていないので、一部返金には納得ができない。

～アドバイス～

- ・購入前に通販サイト内の表示や支払方法等を確認しましょう。支払方法が限定されていて振込先の銀行口座の名義が個人名であったり、キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていなかったり、サイト上の事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていなかったりする場合には、購入しないようにしましょう。
- ・悪質通販サイトに掲載されている事業者名や連絡先は、実際の悪質通販サイト運営事業者の名称や連絡先ではなく、実在する無関係の事業者情報を無断で掲載している可能性があります。
- ・海外の事業者から商品を購入する際は、越境消費者センターウェブサイトで「悪質通販サイト情報」を確認し、掲載事業者からは購入しないようにしましょう。
- ・もし注文手続きを進めてしまったとしても、注文確定をする前に、「最終確認画面」等の表示を確認しましょう。
- ・万が一、商品が届かない等のトラブルにあった場合は、決済関連事業者に相談しましょう。
- ・不安に思った場合は、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019